

質 問 回 答

平成 26 年 4 月 28 日

「(案件名) パプアニューギニア国ラム系統電力開発マスタープラン及びレイ地域配電網整備計画策定プロジェクト」
 (公示日 : 平成 26 年 4 月 2 日 / 公示番号 : 2) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|---|
| 1 | p. 9: 報告書等 1) インセプションレポート p. 11: 1. 業務工程 | インセプションレポート提出時期につきまして、p.9 では、調査開始後半月以内としていますが、p.11 では業務開始後 2 週間以内となっています。どちらが正しいのでしょうか。 | インセプションレポートは業務開始 2 週間以内にご提出ください。 |
| 2 | p. 5: (7) 緊急性の高い成果 2 関連の計画案について p. 8: (4) 配電網整備計画立案 4) p. 9: 報告書等 2) プロGRESSレポート 1 p. 11: 業務工程 | PROGRESSレポート1の提出時期につきまして、p. 5ではプロジェクト開始後6~8か月後、p.8では案件開始後7か月後、p.9では調査開始後8か月以内となっています。どれが正しいのでしょうか。 | PROGRESSレポート 1 は、業務開始約 6~8 か月後にご提出ください。なお、「案件開始」及び「調査開始」の箇所については、「業務開始」と読み替えてください。 |
| 3 | p. 8: (4)配電網整備計画立案 5) p. 9: (1)報告書等 3) PROGRESSレポート 2 p. 11: 1. 業務工程 | PROGRESSレポート2の提出時期につきまして、p. 8では案件開始後約 18 か月、p. 9では調査開始 13 か月後を目途、p.11 では業務開始後 1 年を目途となっています。どれが正しいのでしょうか。 | PROGRESSレポート 2 は、業務開始約 13 か月後を目途にご提出ください。 |
| 4 | p. 9: (1)報告書 4) ドラフト・ファイナルレポート p. 11: 1. 業務工程 | ドラフト・ファイナルレポートの提出時期につきまして、p.9では調査開始 23 か月後を目途、p. 11では業務開始後 2 年以内に 2016 年 5 月下旬までとなっています。どちらが正しいのでしょうか。 | ドラフト・ファイナルレポートは、業務開始約 16 か月後を目途にご提出ください。JICA の想定としては業務開始後の 16 か月間で電力開発計画マスタープラン及び配電網整備計画を策定し、その後の期間で配電網整備計画 |

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|--|
| | | | についての技術指導を行っていただきます。 |
| 5 | p. 9: (1)報告書等 5)ファイナルレポート p. 11: 1. 業務工程 | ファイナルレポートの提出時期につきまして、p.9 ではドラフト・ファイナルレポートに対するパプアニューギニア国側コメント提出から2ヵ月以内、p. 11 ではプロジェクト終了までにとの記述があります。どちらが正しいのでしょうか。 | ファイナルレポートは、業務開始後約24ヵ月を目途にご提出ください。 |
| 6 | p. 12 6. 渡航に係る航空便 パプアニューギニアへの渡航に関しては、特段の理由がない限りニューギニア航空の成田(日本)ポートモレスビー(パプアニューギニア)間の直行便を利用すること。 | 成田ポートモレスビーの直行便が推奨されていますが、弊社の要員はほとんどが大阪在住のため、伊丹/関空成田の国内移動が必要になります。現行のJICA 殿のルールでは、日本国内線の飛行機代の計上は認められておりません。また、帰国時の成田到着は夜(19:55)のため、その日のうちに大阪まで帰れない場合は成田に宿泊する必要がありますが、その宿泊費も計上は認められておりません。 シンガポール/オーストラリア経由便利用の場合は国内移動や成田宿泊の必要はございませんが、航空賃が1.5~2倍近くになります。 関西在住の要員も直行便を利用し、国内線移動費、宿泊費を計上させて頂くことは可能でしょうか。現行ルールの例外が認められない場合は直行便以外のルートでの費用計上を認めて頂けるでしょうか。 また、フライトスケジュールは、成田ポートモレスビー直行便の週一便に対し、後者(経由便)は、週の大半の日にフライトがあります。調査工程を詳細に検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・内国旅費は、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン(2014年4月)」(P14~P15)の定めに基づき積算してください。 (関西空港-成田空国間の国内便を含んで発券される航空賃が、国際線航空賃と同額以下であれば、関西空港からの航空賃を認めます。成田空港到着日における宿泊費は認めることはできません。) ・ご質問の内容だけでは「特段の事由」に該当するとはみなせませんので、航空賃は、業務指示書「第3 業務実施上の条件 6.渡航に係る航空便」に記載のとおり、特段の理由がない限りニューギニア航空の成田(日本)ポートモレスビー(パプアニューギニア)間の直行便で積算してください。これを前提に効率的な調査工程をプロポーザルで提案してく |

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|---|
| | | <p>の上、必要最低限の渡航日数とした方が、人件費・日当・宿泊費等も考慮すると調査費用全体として経済的になると考えます。</p> <p>この考え方は「特段の理由」に該当しますか？</p> | <p>ださい。</p> |
| 7 | <p>p. 13(4)警察及び警察会社によるエスコート プロポーザルでは必要経費(150 パプアニューギニアキナ / 時間程度 を計上することも可能とする。</p> | <p>民間会社によるエスコートサービスの必要経費として150 パプアニューギニアキナ / 時間程度と書かれていますが、15 パプアニューギニアキナ / 時あるいは150 パプアニューギニアキナ / 日の間違いではないでしょうか。</p> | <p>民間会社によるエスコートサービスの必要経費は150 パプアニューギニアキナ / 時間程度と確認済みです。</p> |

以上